

「電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令第一条第二項において準用する不動産登記令第九条の情報を定める省令の一部を改正する省令案の概要」に関する意見募集の結果について

法務省民事局民事第二課

令和3年12月3日（金）から令和4年1月4日（火）まで、「電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令第一条第二項において準用する不動産登記令第九条の情報を定める省令の一部を改正する省令案の概要」に関する意見の募集を行いましたところ、2件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する法務省の考え方について、別紙のとおり公表します。

なお、本件に係る省令案は、「電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令第一条第二項において準用する不動産登記令第九条の情報を定める省令の一部を改正する省令」として、令和4年1月31日（月）に公布されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

(別紙)

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	新旧対照条文によれば、題名中「政令第一条第二項」を「政令」に改めている。 しかし、「電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令」でひとかたまりなのだから、「電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令」全体を引用すべきではないか。	今般の改正は、題名中「第一条第二項」の文言を削除するものであり、改正内容を分かりやすくする方針を考慮して傍線の範囲をできるだけ限定するためにも、原案が相当であると考えております。
2	特段に反対はない（ただし、法人番号の使用を行う方がより望ましいと考える。）。	省令案に賛成の御意見として承ります。 なお、法人番号の使用に関しては、今後の参考とさせていただきます。